

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四七六
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四七七
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった件 四七八
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四七九
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 四八〇
- 地籍調査の成果について認証した件 四八一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四八二
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四八三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四八四
- 正 誤 四八五
- 平成十八年十二月十九日付け定例第千八百三十四号中 四八六

告 示

福島県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション そら	同 市本内 字南中井三 三一三	株式会社ケ アサポート そら	同 県福島市本 内字南中井三 三一三	同 日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
陽だまりの 郷ケアス テーション	二本松市表 一―五四七― 一六 二〇 六号室	日本福祉サ ビス株式会 社	同 県二本松市 表一―五四七― 一六 二〇六号 室	同 日	福祉用具 貸与 特 定福祉用 具販売 介護予防 福祉用具 貸与 特 定介護予 防福祉用 具販売
そよ風薬局 相馬店	相馬市新沼 字坪ヶ迫九 八	ファーマス クエア株式 会社	東京都中央区日 本橋本町四―四― 二	同 年 七月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
特別養護老 人ホーム昭 和ホーム	大沼郡昭和 村大字小中 津川字石仏 一九三〇	社会福祉法 人昭和福祉 会	福島県大沼郡昭 和村大字小中津 川字石仏一九 三〇	同 日	短期入所 生活介護 介護予 防短期入 所生活介

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

護 (社会福祉課)

福島県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
デイサービス うらら	田村市船引町船 引字砂子田一九 二	田村市船引町船 引字砂子田一九 七一一	医療法人 健山会	福島県田村市船 引町船引字砂子 田四二
会津西訪問看 護ステーション	会津若松市北会 津町東小松字南 古川二八五一 一	会津若松市北会 津町東小松字二 三三五	医療法人 明精会	同 県会津若松 市北会津町東小 松二二三五
ヘルパース テーション び	伊達市保原町字 十丁目一四一一 ガーデンパレス 保原一〇七号	伊達市保原町字 東野崎六七一三 井上ビル二F	株式会社 扇寿	同 県伊達市保 原町字八幡町二 〇

(社会福祉課)

福島県告示第六百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	
			変更前	変更後
せいふうケア リハビリ・ ホーム新白河	白河市新白河 一―三四―二	株式会社 せいふう ケア	福島県郡山市小 原田四―一一	福島県郡山市亀 田一―一五―一 三

(社会福祉課)

福島県告示第六百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
 - 同 いわき市平沼ノ内字新街六十番地の五
 - 同 市平沼ノ内字新街百四十七番地の二
 - 同 市平沼ノ内諏訪原一丁目二十二番地の八
 - 矢吹正一
 - 伊藤正行
 - 大平利子

- 2 加入区の名称
沼之内加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合

- 二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
平成二十五年九月二十四日から平成二十五年十月八日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第六百十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、鮫川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称
鮫川村

- 二 成果の名称
東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

公 告

公告第二百九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター
- 三 代表者の氏名
伊藤 幸太郎
- 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市熊倉町熊倉字大竹千三百六十四番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、都市生活者と農山村で暮らす人々を対象に、グリーンツーリズムを積極的に推進し、農業・農村の持続的発展と地場産業の振興に貢献すること、あるいは、多様な価値観を求めて自然豊かな農山村に注目し、田舎暮らしを望む都市住民に対し「新たなライフスタイル」を提供することを以って、地域社会の振興と、豊かな自然を生かしたまちづくりや地域活性化を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
駒形土地改良区

退任した役員

氏名

鈴木 源江

物江 隆夫

斎藤 孝雄

小林 博行

高松 文也

今井 至

斎藤 秀一

武蔵 大

邊見 守

遠藤 恒雄

尾崎 敏

須田 和良

就任した役員

氏名

鈴木 源江

物江 隆夫

斎藤 孝雄

小林 博行

高松 文也

今井 至

遠藤 恒雄

武蔵 大

邊見 守

住所

喜多方市塩川町窪字館一一六〇番地

市塩川町五合字中屋敷乙三〇七番地

市塩川町五合字金森甲五七七番地

市塩川町中屋沢字田中乙三一二番地

市塩川町窪字下窪五〇番地

市塩川町金橋字江添九一四番地

市塩川町常世字上村八六九番地

市塩川町金橋字三橋二四番地

市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地

市塩川町常世字西町六九五番地

市塩川町金橋字字金川二〇七七番地

市塩川町中屋沢字深沢甲一九番地

住所

喜多方市塩川町窪字館一一六〇番地

市塩川町五合字中屋敷乙三〇七番地

市塩川町五合字金森甲五七七番地

市塩川町中屋沢字田中乙三一二番地

市塩川町窪字下窪五〇番地

市塩川町金橋字江添九一四番地

市塩川町常世字西町六九五番地

市塩川町金橋字三橋二四番地

市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地

監事 須田 和良 同 市塩川町中屋沢字深沢甲一九番地
 同 斎藤 秀一 同 市塩川町常世字上村八六九番地
 同 古川 修平 同 市塩川町金橋字金川二一〇八番地

(農村計画課)

公告第二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画火葬場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十八年十二月十九日付け定例第千八百三十四号中

七九八	上	目次中	交通誘導警備業務	交通誘導整備業務
-----	---	-----	----------	----------